

新潟県葉事審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第53号

新潟県葉事審議会規則の一部を改正する規則

新潟県葉事審議会規則（昭和36年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(委員の任期の特例)</u> 2 <u>平成28年12月19日に任命される委員の任期は、</u> <u>第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年</u> <u>3月31日までとする。</u>	附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。